

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規 則

- 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則 四三
- 福島県合同庁舎管理規則の一部を改正する規則 四三
- 福島県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則 四二

告 示

- 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件 二件 四三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 四三
- 県営土地改良事業計画を変更した件 四三
- 道路の区域を変更する件 二件 四三
- 福島県警察本部 四三
- 落札者を決定した件 四三

規 則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則、福島県合同庁舎管理規則の一部を改正する規則及び福島県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四十号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第百八十七条の次に次の一条を加える。

（狩猟税の納税済印）

第百八十八条 条例第百四十七条第二項の規定により収入証紙に代えて狩猟者登録申請書に押印すべき納税済印は、第百五十四号様式とする。

第百五十三号様式の次に次の一様式を加える。
第154号様式（第188条関係）



直径30mm

附 則

この規則は、令和八年十一月一日から施行する。

（税 務 課）

福島県規則第四十一号

福島県合同庁舎管理規則の一部を改正する規則

福島県合同庁舎管理規則（昭和四十四年福島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

2 室管理責任者は、その管理する室において、前条各号に掲げる行為があつた場合には、その行為をした者について、直ちにその行為を中止させ、又はその管理する室から退去させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（施設管理課）

福島県規則第四十二号

福島県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則

福島県公害紛争処理条例施行規則（昭和四十五年福島県規則第百八号）の一部を次のように改正する。

第四条に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、令和八年十一月一日から施行する。

（水・大気環境課）

告 示

福島県告示第六百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。

令和八年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定公金事務取扱者の名称

公益財団法人福島県栽培漁業協会

二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地

福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北台二百五番地一

三 指定公金事務取扱者を指定した日

令和八年四月一日

四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

水産資源研究所の水産種苗等生産物（アユ種苗に限る。）売払代金収入の収納事務

五 指定公金事務取扱者に委託した日

令和八年四月一日

（水産課）

福島県告示第六百四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託した。

令和八年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定公金事務取扱者の名称

福島県内水面漁業協同組合連合会

二 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地

福島県会津若松市南千石町五番三十三号

三 指定公金事務取扱者を指定した日

令和八年四月一日

四 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

内水面水産試験場の水産種苗等生産物売払代金収入の収納事務

五 指定公金事務取扱者に委託した日

令和八年四月一日

（水産課）

福島県告示第六百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大玉土地改良区から令和八年九月三十日付けで申請のあった定款の変更について、同年十月六日認可した。

令和八年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第六百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十六項の規定により、上岩井沢地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年十月十四日から
同 年十一月二日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

田村市役所

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第六百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和八年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）

福島県警察本部

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道常磐 勿来線	いわき市常磐湯本町吹 谷一四一番一 地先か ら 同 市常磐湯本町天 王崎三〇番六地先まで	変更前 変更後	一二・〇 一七・六	九〇・七

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県告示第六百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和八年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月十三日

(道路計画課)

県道いわ き石川線	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
いわき市常磐湯本町三 函二八〇番地先から 同 市常磐湯本町三 函二八〇番地先まで	変更前 変更後	三三・四 三四・三 三五・六 三五・七	八・六

福島県警察本部公告第74号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察W A N システム及び福島県警察総合地理情報システムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和 8 年10月13日

福島県警察本部長 森 末 治

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県警察W A N システム及び福島県警察総合地理情報システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日
令和8年9月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
N E C キャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額
206,268,975円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和8年7月31日

(会 計 課)